

# JIS

## 膨脹式ボート — 第 2 部：最大出力 4.5 kW 以上 15 kW 以下の ボート

JIS F 1051-2 : 2004

(ISO 6185-2 : 2001)

(JMSA)

平成 16 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	有川 彰一	財団法人日本船舶標準協会
(委員)	伊藤 茂	国土交通省
	井上 彰一郎	国土交通省
	岡 實	財団法人日本海事協会
	桐 明公男	社団法人日本造船工業会
	小林 修	社団法人日本舟艇工業会
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	辻 一郎	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	津端 英樹	日本小型船舶検査機構
	増田 恵	社団法人日本船主協会
	山下 暁	社団法人日本舶用工業会

---

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 16.12.20

官 報 公 示：平成 16.12.20

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶標準協会

(〒117-0005 東京都台東区上野7丁目12-14 住友不動産上野ビル TEL 03-5806-2851)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：船舶技術専門委員会 (委員長 有川 彰一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局舶用工業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人 日本船舶標準協会(JMSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 6185-2:2001, Inflatable boats—Part 2:Boats with a maximum motor power rating of 4.5kW to 15kW inclusive** を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

**JIS F 1051-2** には、次に示す附属書がある。

附属書 A (規定) セールで推進する膨脹式ボート (分類IV)

附属書 B (参考) 代表的分類ボートの一般配置

**JIS F 1051** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS F 1051-1** 第 1 部：最大出力 4.5kW 以下のボート

**JIS F 1051-2** 第 2 部：最大出力 4.5kW 以上 15kW 以下のボート

**JIS F 1051-3** 第 3 部：最大出力 15kW 以上のボート

## 目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	2
2. 引用規格	2
3. 定義	3
3.1 膨脹式ボート	3
3.2 複合型膨脹式ボート	3
3.3 ボートの浮力	3
3.4 RIB の浮力	3
3.5 浮力の計算	3
3.6 恒久的固有浮力	3
3.7 恒久的密封浮力	4
3.8 強化布	4
3.9 非強化布	4
3.10 船内床面の長さ	4
4. 材料	4
4.1 一般	4
4.2 船体用強化布（ガラス繊維強化プラスチックコンポーネントは除く。）及び／又は非強化布	4
4.3 木材	5
4.4 金属及び合成材料の部品	5
4.5 ガラス繊維強化プラスチック	5
5. 機能的構成部品	5
5.1 条件（空気調節）	5
5.2 船体取付部品	5
5.3 持ち運び用部品	5
5.4 バルブ	6
5.5 オールロック及びオール	6
5.6 トランサム（トランサム付きのボートに限る。）	6
5.7 排水装置	7
5.8 遠隔操だ装置（標準又はオプション装置）	7
5.9 遠隔操だ装置（標準又はオプション装置）	7
5.10 機関係止索（分類 V に限る）	7
5.11 えい航装置（すべての分類）	7
5.12 座席及び取付け装置（標準又はオプション装置）	7
6. ボートの安全要求事項	7
6.1 最大許容搭載人員	7

6.2	最大出力	7
6.3	静的復原性	8
6.4	最大搭載量	8
6.5	設計圧力	9
6.6	船体の強度	9
6.7	安全索及び握りハンドル	10
6.8	残存浮力	11
6.9	操縦性能	11
6.10	気室	11
6.11	操だ位置からの視界	11
7.	性能要求及び試験方法	11
7.1	一般	11
7.2	落下試験 (RIBに限る。)	12
7.3	水上走行性能 (分類Vに限る。)	12
7.4	えい航装置の強度 (両方の分類に適用)	13
7.5	こぎ試験 (適用する場合に限る。: 5.5 参照)	13
7.6	水密試験 (オープンフロアー及び自動排水形ボートは除く。)	13
8.	製造業者銘板	14
9.	取扱説明書及び警告事項	14
10.	標準装備品	15
	附属書 A (規定) セールで推進する膨脹式ボート (分類IV)	16
	附属書 B (参考) 代表的分類ボートの一般配置	19
	解 説	21

白 紙

## 膨脹式ボート

## 第 2 部 : 最大出力 4.5 kW 以上 15 kW 以下のボート

Inflatable boats—Part 2 : Boats with a maximum motor power rating of  
4.5 kW to 15kW inclusive

**序文** この規格は、2001 年に第 1 版として発行された ISO 6185-2:2001, Inflatable boats—Part 2:Boats with a maximum motor power rating of 4.5kW to 15kW inclusive を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

**JIS F 1051** の規格群は、**図 1** に示すように第 1 部～第 3 部で構成する。

次のものは除く。

- 単一チャンバーのボート
- 浮力が 1 800 N より小さいボート
- 浮力が 12 kN 以上で機関出力が 4.5 kW を超える非強化布製ボート

次のものには適用しない。

- 水上がん (玩) 具
- 膨脹式救命いかだ

第 1 部 :

- 分類 I 手こぎによって推進するボート
- 分類 II 出力が 4.5 kW を超えないボート
- 分類 III カヌー及びカヤック
- 分類 IV 帆の面積が 6 m<sup>2</sup> 以下のセールで推進するボート

第 2 部 :

- 分類 V 出力が 4.5 kW 以上 15 kW 以下のボート
- 分類 VI 帆の面積が 6 m<sup>2</sup> 以上のセールで推進するボート

第 3 部 :

- 分類 VII 出力が 15 kW 以上のボート
- 分類 VIII 出力が 100 kW 以上のオフショアボート